

「平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金」の事業内容等について

(環境省資料から作成 H25.3)

資料2

事業名	事業実施主体	事業内容(要領より)	補助対象となる内容	補助率	備考	
① 地域資源活用詳細調査事業	県	災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入するために必要な事業の調査、調整等を実施する事業	県が②③④の事業を実施するために必要な計画の策定や調査、調整及びこれらに附帯して必要な事務費(外部評価委員会の旅費・謝金・賃金等)	10/10		
② 公共施設再生可能エネルギー等導入事業	①県 ②県→市町村(一部事務組合等を含む)	地方公共団体が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業	対象施設 …地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設 ①社会福祉施設 ②庁舎 ③県民会館・公民館 ④体育館 ⑤診療施設 ⑥警察本部・警察署等 ⑦消防本部・消防署等 ⑧下水道施設 ⑨上水道施設 ⑩清掃工場 ⑪学校 ⑫公園	対象設備 ○「再生可能エネルギー発電+蓄電池」が基本 ○既に再生可能エネルギー発電が設置されている場合は蓄電池のみの設置も可 ○別に非常用自家発電設備が設置されている場合は蓄電池不要(太陽光発電設備の場合は災害時夜間に電気を使用しない施設のみ) ○「再生可能エネルギー発電+蓄電池」または非常用自家発電設備が既に設置されている施設の場合は、熱利用設備のみの導入も可	10/10 (①の高効率照明、高効率空調は2/3)	電気は専ら自家消費することが基本 余剰電力を売電する場合、固定価格買取制度の単価は適用できず、電力会社との個別契約による。なお、その売電収入については、別に管理基金を設置して単独で運用することとし、取崩しは設備管理費用(蓄電池更新を含む)に充てる場合のみとする。
③ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	県→民間事業者	都道府県等が補助又は利子補給(地方公共団体が制度融資をするものに限る。)により実施する事業であって、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業	対象施設 …地域の防災拠点となりえる民間施設 なお、一般の事業所や住宅は対象としない。 ①医療施設 ②公共交通機関の施設(駅舎を除く) ③私立大学 ④宿泊等施設 (避難所等になり得るものに限る) ⑤コンビニエンスストア (避難所等になり得るものに限る) ⑥福祉避難所 (避難所等になり得るものに限る)	(1)再生可能エネルギー ①太陽光発電 ②風力発電 ③小水力発電 ④地中熱利用 ⑤廃熱や地熱利用 ⑥バイオマス ⑦太陽熱・雪氷熱等 (2)附帯するもの ⑧蓄電池(スタンドアロン型を除く) ⑨街路灯・道路灯(避難所に通じる道路に限る) ⑩屋内高所照明(体育館・ホールの天井の水銀灯を高効率照明へ更新するものに限る) ⑪高効率照明・高効率空調(高効率照明は⑩以外のもの) ⑫燃料電池等 ※⑨、⑩、⑪は再生可能エネルギーから配電するものに限る	1/3 又は利子補給(3%上限)	補助金を受けた場合、その設備により発電した電気は専ら自家消費することが基本 余剰電力を売電する場合、固定価格買取制度の単価は適用できず、電力会社との個別契約による。なお、売電益について国庫への納付を求めることがある。
④ 風力・地熱発電事業等導入支援事業	県→民間事業者	都道府県等が補助又は利子補給(地方公共団体が制度融資をするものに限る。)により実施する事業であって、風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業	風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業 ①風力発電設備設置事業 ②地熱発電設備設置のための探査事業 ③地熱発電設備設置事業	②の補助率 1/2 ①、③は利子補給(3%上限)	固定価格買取制度による売電可	